平成２５年（フ）第１１９６号
東京都江東区北砂６丁目12―５―202
債務者　秋本　久江
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９９号
東京都東久留米市神宝町２丁目14―21
債務者　牧山　甲辞
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０８号
東京都江東区亀戸５丁目９―７―401
債務者　石田　景子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１４号
東京都足立区平野３丁目３―３　プラム梅島A208
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１号
横浜市緑区東本郷６丁目３番15―1541号
債務者　遠藤そのみ（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
横浜市瀬谷区南台１丁目44番地15　グランプラス106号
債務者　山下　次雄
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４９号
北海道旭川市神居７条３丁目１番３号
債務者　朝風　　悟
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
釧路市富士見１丁目５番５号　富士見メゾネット右
債務者　田森めぐみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
釧路市花園町11番17号　皆瀬荘１号室
債務者　阿部　麻未（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４９６３・６５６２号
東京都港区赤坂９―１―７―566、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋本町３丁目４番５号
債務者　株式会社ウィルコーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５６１号
東京都稲城市大丸1035―１　サンリットプレイス201号、旧住所静岡県島田市稲荷２丁目２番29号
破産者　山本　隆重
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９４号
静岡市葵区北安東１丁目37番11号　ハイツ城北203号、旧住所静岡市駿河区中田本町25番３号
破産者　市原　幸子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９９号
静岡市葵区田町３丁目30番地の１グループホームケアクオリティゆとりあ、旧住所静岡市葵区川辺町２丁目３番25号
破産者　櫻井　れい
成年後見人　櫻井　亮子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県美方郡新温泉町七釜12番地の１
破産者　中村　晴美
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
宮城県石巻市井内字磯田７番地
破産者　マルサンフーズこと　三浦　俊秋
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
相模原市中央区光が丘３丁目22番７号　203
破産者　佐々木廣範
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部